

議案第 5 6 号

園芸施設共済の無事戻金の交付について

平成 2 5 年度において園芸施設共済の無事戻しを下記のとおり実施することについて、加西市農業共済条例第 7 0 条の 4 4 の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 9 月 3 日提出

加西市長 西 村 和 平

記

平成 2 5 年度において実施する園芸施設共済の無事戻しは、次のとおりとする。

- 1 交付対象者 平成 2 2 年度から平成 2 4 年度の間に引き続いて共済の引受をした者
- 2 交付対象者数 6 名
- 3 無事戻限度額 1 2 5 , 6 6 6 円

(審議資料)

園芸施設共済加入者が、平成 22 年度から平成 24 年度の過去 3 年間に於いて、園芸施設共済に係る共済金の支払いを受けていない場合、又は、支払いを受けた共済金が加入者共済掛金の 2 分の 1 の額に満たない場合、その加入者に対し、それぞれ過去 3 年間の加入者共済掛金の 2 分の 1 から、過去 3 年間の支払い共済金と過去 2 年間の無事戻金の合計を差し引いた金額を限度として、平成 25 年度に無事戻金として交付することについて、加西市農業共済条例第 70 条の 44 の規定により、議会の議決を求めるもの。